

平成 2 4 年

赤平市議会第 2 回定例会会議録 (第 1 日)

6 月 1 2 日 (火曜日) 午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午前 1 1 時 2 4 分 散 会

○議事日程 (第 1 号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告 (市長・教育長)
- 日程第 5 議案第 1 0 0 号 専決処分の承認を求めることについて (赤平市税条例の一部改正について)
- 日程第 6 議案第 1 0 1 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 2 3 年度赤平市一般会計補正予算)
- 日程第 7 議案第 1 0 2 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 2 4 年度赤平市一般会計補正予算)
- 日程第 8 議案第 1 0 3 号 外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 1 0 4 号 赤平市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 1 0 5 号 赤平市高齢者福祉研修施設設置条例の一部改正について
- 日程第 1 1 議案第 1 0 6 号 赤平市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 1 0 7 号 赤平市火災予防条例の一部改正について
- 日程第 1 3 議案第 1 0 8 号 空知教育センター組合規約の変更について
- 日程第 1 4 議案第 1 0 9 号 赤平市過疎地域

自立促進計画の一部変更について

- 日程第 1 5 報告第 1 6 号 平成 2 3 年度赤平市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 1 6 報告第 1 7 号 株式会社赤平振興公社の経営状況について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告 (市長・教育長)
- 日程第 5 議案第 1 0 0 号 専決処分の承認を求めることについて (赤平市税条例の一部改正について)
- 日程第 6 議案第 1 0 1 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 2 3 年度赤平市一般会計補正予算)
- 日程第 7 議案第 1 0 2 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 2 4 年度赤平市一般会計補正予算)
- 日程第 8 議案第 1 0 3 号 外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 1 0 4 号 赤平市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 1 0 5 号 赤平市高齢者福祉研修施設設置条例の一部改正について

- 日程第11 議案第106号 赤平市国民健康
保険条例の一部改正について
- 日程第12 議案第107号 赤平市火災予防
条例の一部改正について
- 日程第13 議案第108号 空知教育センタ
ー組合規約の変更について
- 日程第14 議案第109号 赤平市過疎地域
自立促進計画の一部変更について
- 日程第15 報告第16号 平成23年度赤
平市一般会計繰越明許費繰越計算
書の報告について
- 日程第16 報告第17号 株式会社赤平振
興公社の経営状況について

- 税 務 課 長 栗 山 滋 之 君
市 民 生 活 課 長 片 山 敬 康 君
社 会 福 祉 課 長 永 川 郁 郎 君
介 護 健 康 推 進 課 長 斉 藤 幸 英 君
商 工 労 政 観 光 課 長 伊 藤 嘉 悦 君
農 政 課 長 菊 島 美 時 君
建 設 課 長 熊 谷 敦 君
上 下 水 道 課 長 横 岡 孝 一 君
会 計 管 理 者 保 田 隆 二 君
消 防 長 中 村 高 庸 君
市 立 赤 平 総 合 病 院
事 務 長 實 吉 俊 介 君

- 出席議員 9名
- 2番 五十嵐 美 知 君
3番 植 村 真 美 君
4番 竹 村 恵 一 君
5番 若 山 武 信 君
6番 向 井 義 擴 君
7番 太 田 常 美 君
8番 菊 島 好 孝 君
9番 北 市 勲 君
10番 獅 畑 輝 明 君

- 欠席議員 1名
- 1番 大 道 晃 利 君

- 説 明 員
- 市 長 高 尾 弘 明 君
教育委員会委員長 田 口 敏 弘 君
監 査 委 員 小 椋 克 己 君
選挙管理委員会
委 員 長 壽 崎 光 吉 君
農業委員会会長 野 村 繁 君
-
- 副 市 長 浅 水 忠 男 君
総 務 課 長 町 田 秀 一 君
企 画 財 政 課 長 伊 藤 寿 雄 君

-
- 教 育 教 育 長 渡 邊 敏 雄 君
委 員 会 学 校 教 育
" 課 長 相 原 弘 幸 君
" 社 会 教 育
" 課 長 吉 村 春 義 君
-
- 監 査 事 務 局 長 下 村 信 磁 君
-
- 選 挙 管 理 委 員 会
事 務 局 長 井 波 雅 彦 君
-
- 農 業 委 員 会
事 務 局 長 菊 島 美 時 君

- 本会議事務従事者
- 議 会 事 務 局 長 大 橋 一 君
" 総 務 議 事
担 当 主 幹 野 呂 律 子 君
" 総 務 議 事
係 長 伊 藤 彰 浩 君

(午前10時00分 開 会)

○議長(獅畑輝明君) これより、平成24年赤平市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(獅畑輝明君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、3番植村議員、7番太田議員を指名いたします。

○議長(獅畑輝明君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から15日までの4日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から15日までの4日間と決定いたしました。

○議長(獅畑輝明君) 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(大橋一君) 報告いたします。

諸般報告第1号でございますが、市長から送付を受けた事件は13件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、議長報告であります。平成24年第1回定例会以降平成24年6月11日までの動静につきましては、記載のとおりであります。

次に、例月現金出納検査の結果であります。監査委員報告書の概要を記載してございます。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は大道議員が欠席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(獅畑輝明君) 日程第4 市政の報告であります。

一般行政について報告を求めます。市長。

○市長(高尾弘明君) [登壇] 前定例会以降の市政の概要につきましてご報告申し上げます。

初めに、全国及び北海道市長会の動向について申し上げます。平成24年春季北海道市長会定期総会が5月17日に留萌市で開催され、地域主権の理念に基づき地域の自主性及び自立性を高めるため国と地方の役割分担の明確化を図り、基礎自治体への権限移譲、義務づけ、枠づけの廃止、縮小など分権型社会の実現を推進すること、また地方税の充実強化として国から地方への税源移譲をすることにより国、地方間の税源配分を当面5対5とすること、さらに地域自主戦略交付金について地域にとって自由度の高い制度の確立、その他社会保障と税の一体改革に当たっては社会保障の最前線の役割を担う地方の意見を反映させることや環太平洋連携協定、いわゆるTPPについて地域経済に大きく影響を及ぼすと懸念されることから十分に議論を尽くすこと、地球環境の保全と国民の安全確保とを前提にしたエネルギー政策の確立など必要な措置を講ずるなど、5項目にわたって地域主権改革の推進及び地方財源の充実確保に関する決議が採択され、6月5日に国会議員並びに関係省庁に対して要望を行ってきたところであります。また、第82回全国市長会議が6月6日に東京都で行われ、国が進める地域主権について国と地方の役割の明確化やより一層の税源移譲など、基本理念に基づいた真の地域主権改革が実現するよう採択されたところであります。

次に、春季住民懇談会の開催について申し上げます。市民の皆様と情報を共有し、まちづくりを推進するため、平成22年度から春と秋の年2回の住民懇談会を定期的で開催しているところであります。このたびの春季住民懇談会につきましては、5月14日から23日の間、市内7会場において開催し、平成24

年度の主な施策の内容と予算並びに赤平市立小・中学校適正配置計画について説明し、懇談を行ったところであります。懇談会の開催に当たり、市広報紙やホームページ、街頭放送、各町内会長あてへ協力文書並びに公共施設内のポスター掲示など市民周知に努めてまいりましたが、参加者数は昨年春の懇談会を上回ったものの、91名にとどまる結果となったところであります。今後、懇談会でいただいた市民の皆様のご貴重な意見や要望等を参考としながら市政に反映してまいりたいと考えております。

次に、赤平市障害者基本計画並びに障害福祉計画の策定について申し上げます。障害者自立支援法に基づく障害福祉計画につきましては、3年ごとに見直すこととなりますが、平成21年度から23年度の第2期となる赤平市障害福祉計画の終了に伴い、これまで赤平市障害者福祉計画等策定委員会の意見を踏まえ検討してまいりましたが、平成24年3月31日に平成24年度から26年度までの第3期となる障害福祉計画、あわせて障害者基本計画も見直し、両計画を策定したところであります。今後におきましては、本計画に基づき関係機関と連携を図りながら障害福祉施策の振興に努めてまいります。

次に、らんフェスタAKABIRA2012について申し上げます。4月20日から22日の3日間にわたり、第12回目となるらんフェスタAKABIRA2012を総合体育館を会場に開催したところであります。出展された花は532鉢となり、場内のディスプレイや受賞花をセンターに配置するなどレイアウトに工夫を凝らし、またミニコンサートや大道芸パフォーマンス等のイベントやテレビキャスター等でおなじみの佐藤のりゆき氏による講演会などを実施し、来場者をお迎えしたところであります。開催期間中は天候にも恵まれ、市内外から昨年を上回る1万950人のお客様にご来場いただき、観覧された方々に大変好評の声をいただいたところでもあります。この間実行委員会を初め多くの企業、団体、関係機関、そして市民皆様のご協力によりまして無事終了することができましたことに心から感謝を申し上げます。今

後も市民に親しまれ、楽しんで参加いただけるイベントづくりに努めてまいります。

次に、流政之氏の彫刻作品の除幕式について申し上げます。世界的な彫刻家である流政之氏から一昨年寄贈いただいた彫刻作品「SAKIYAMA」、昨年市民の方から寄贈いただいた「旅法師」に続き、本年度は「ATOYAMA」を初め「指の肌」、「その気」の3体の彫刻昨年寄贈をいただき、6月9日にエルム高原家族旅行村にて除幕式及び入魂式がとり行われました。当日は流先生ご本人を初め、札幌からも流先生とゆかりの深い方々や先生を慕う会員の皆様、そして流政之赤平応援隊や市民の皆様のご参加もいただいたところでもあります。これから観光シーズン本番を迎えるエルム高原施設といたしましても、観光名所の一つとして大勢のお客様にお越しいただくためPRに努めてまいります。

次に、赤平産業振興人財育成事業について申し上げます。これまで本事業につきましては市と商工会議所で準備を進めてまいりましたが、このたび市内企業14社に会員企業として登録をいただき、4月11日に赤平産業振興人財育成実行委員会を発足したところでもあります。各企業からは、24歳から39歳までの総勢20名の若手社員の方を選出いただき、5月16日に第1回目のリーダー研修を実施したところでもあります。当日は初回ということもあり、参加いただいた方々は多少緊張された方も見受けられましたが、お互いのことを知り合うことと自分自身のリーダー像などの目標を掲げる内容として次第にお互いが打ち解けられ、スタートを切ることができました。今後のプログラムにつきましては、みずからが発案、議論していく中で火まつりや産業フェスティバルなど地域イベントの企画から実施による地域活動の実践、また先進企業視察などを通じてリーダー、スタッフトレーニングを計画しており、当市の産業を担うべく若手企業人同士の連携強化はもとより、産業連携も含めた地域活動の担い手育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、交通安全運動について申し上げます。4月

6日から15日までの10日間にわたり、市民の皆様のご協力のもと春の全国交通安全運動を展開したところであります。早朝の街頭指導には延べ1,446名のご参加をいただき、運動期間中は交通安全祈願祭及び旗の波作戦など効果的な運動を実施いたしました。本年に入り、全国的には一度に多くの方が犠牲となる痛ましい事故が続き、北海道においても交通事故死亡者数については前年同期を上回る状況となっております。本市においては、交通事故死ゼロが600日を超えておりますが、交通事故件数及び負傷者数については前年同期と比べ若干増加傾向となっております。今後も安全、安心な地域づくりを進めるため、市民の皆様とともに交通事故撲滅に努めてまいります。

次に、消防行政について申し上げます。初めに、春の火災予防運動について申し上げます。火災が発生しやすい気候となる時期を迎え、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的に4月20日から30日までの11日間にわたり全道一斉に春の火災予防運動が展開されたところであります。この間消防本部におきましては、防火旗、防火看板の設置、防火サイレンの吹鳴並びに防火広報等を通して火災予防を喚起するとともに、各家庭に防火チラシを回覧し、住宅用防火機器等の設置促進、各事業所などに対する防火安全対策の徹底を図るなど、市民を初め消防関係団体のご協力をいただき、火災予防の普及啓発に努めたところであります。また、消防団におきましては、火災予防運動初日に出動式を行い、消防職、団員49名が無火災に向けて士気の高揚を図るとともに、防火広報、火災予防診断、高齢者住宅の防火訪問を実施するなど、火災予防啓発を行ったところであります。さらに、4月26日には消防職、団員69名が参加し、老人ホーム笑和道夢を火元とする火災防衛訓練を実施し、地域住民に火災予防の普及啓発を行ったところであります。

次に、緊急速報メール配信サービスの開始について申し上げます。NTTドコモ、KDDI、ソフト

バンクモバイルの各携帯電話会社が提供する緊急速報メールを導入し、気象庁が配信する緊急地震速報、赤平市が配信する災害や避難勧告などの情報、さらに国民保護情報などを市民はもとより、通勤、通学や観光などで本市を訪れている方の携帯電話に配信できるサービスを平成24年5月1日より開始したところであります。従来の災害時情報伝達手段にこの緊急速報メールサービスを加え、さらに迅速で確実な情報伝達が期待できるものと考えております。今後におきましても市民の生命、身体を守る消防防災活動につきまして市民各位の認識と理解を深めるとともに、消防力の一層の充実強化を図り、災害に強い安全で安心なまちづくりに向け取り組んでまいります。

最後に、火災報告及び工事の進捗状況につきましては、別紙のとおりでございます。

以上、市政の概要につきましてご報告申し上げましたが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 次に、教育行政について報告を求めます。教育長。

○教育長（渡邊敏雄君）〔登壇〕 前定例会以降の教育行政の概要についてご報告いたします。

まず初めに、学校教育関係について申し上げます。まず最初に、学校の統合についてであります。小中学校の適正配置計画についてであります。小中学校の適正配置計画についてはお知らせしているところでありますが、このたび小学校の前期計画の対象の3校であります平岸小学校、住友赤平小学校、茂尻小学校のPTA役員を初め保護者に対する説明会を開催いたしました。今後は、3校からの意見を取りまとめ、十分理解をいただきながら平成26年4月の統合に向けて準備を進めてまいります。

次に、3月定例会におきまして平成24年度の児童生徒数と学級編制の見込みについて申し上げます。5月1日現在小学校は児童数が435名で、普通学級28学級、特別支援学級が12学級の合計40学級となり、中学校におきましては生徒数が241名で、普通学級9学級、特別支援学級が3学級の認可を受け

たところであります。

次に、平成24年度の教職員の人事異動についてありますが、4月1日付による転入教職員18名を受け入れたところであり、一方で転出教職員は17名となったところであります。

次に、幼稚園の編制について申し上げます。赤平幼稚園は、3歳児12名、4歳児34名、5歳児29名の4学級で、合計75名であります。

次に、今年度の奨学資金の貸し付けについて申し上げます。今年度は、公立大学で1名、私立大学で1名の申請があり、5月30日開催の第6回教育委員会で審議した結果この2名を奨学生として決定し、所定の手続を終えたところであります。

次に、文部科学省の全国学力・学習状況調査についてであります。4月17日、全国一斉に実施されました。ことしで6回目となりますこの調査は、昨年は震災の影響から北海道でのみ希望利用として実施したのですが、本市においては抽出校として小学校と中学校で各1校が文科省の指定となり、その他の学校についても道教委が費用負担を行うとした希望利用調査として市内全小中学校で小学校6年生と中学校3年生を対象に同日混乱なく実施されたところであります。

次に、赤平高校について申し上げます。赤平高校は、平成22年に公表されました道教委による公立高等学校適正配置計画で平成25年度募集停止となったところではありますが、ここ3年の地元志願者が20名程度と振るわず、さらに今年度においても残念ながら志願者13名と道教委の示す存続条件を満たすことができませんでした。赤平高校は、市内唯一の高校として開かれた学校教育活動の展開を目指し、今年で3回目となるらんフェスタ会場での青少年による科学の祭典など、赤平高校生が中心的な役割を果たしています。5月7日には、道教委による今年度の公立高等学校配置計画地域別検討協議会が滝川市で開催され、出席してまいりました。私は、赤平高校の現状と道教委による高校配置指針に対する赤平市の考え方を訴えてきましたが、道教委からは地元進

学率の低下など、従来からの姿勢を変えるような意見はありませんでした。赤平高校を取り巻く厳しい状況の中で、赤平高校を選んでくれた生徒に対して本市としての支援は引き続き行ってまいりたいと考えているところでもあります。

次に、社会教育について申し上げます。初めに、中学生以下の社会教育施設等の無料化についてありますが、4月1日より実施しております。市内の中学生以下を対象に無料券を配付し、市内7施設、赤平市総合体育館、赤平市営テニスコート、赤平市市民プール、赤平市虹ヶ丘球場、赤平パークゴルフ場、赤平市交流センターみらい、赤平市東公民館を無料で利用できるというものであります。これにより赤平市の小中学生の健全育成や文化、スポーツ振興の活動が活発化が図られることを期待しているところでもあります。

次に、みらい祭りについて申し上げます。第5回みらい祭りが3月31日と4月1日に交流センターみらいで行われました。写真などの展示部門や日舞、歌謡などの芸能部門を鑑賞し、関係者はもとより多くの市民にも参加をいただきました。

次に、青少年健全育成事業であります。リーダー養成研修としてふるさと少年教室が6月16日に開講します。今年も47名という多くの参加登録があり、9月上旬までに宿泊研修を含めて全5回の研修を予定しているところでもあります。

次に、東公民館関係についてであります。平成23年度下期講座としまして、コサージュとヘアアクセサリーをつくる春の手づくりアクセサリー講座が3月15日と22日の2回にわたり行われました。また、平成24年度上期講座としまして、固形石けんにナイフを使って彫刻するタイの伝統芸能に由来するソーブカービング講座が5月22日と29日の2回にわたり行われ、ダリアの花びらやラベンダーの壁飾りづくりを体験したところでもあります。5月31日には東公民館機会事業としまして、地元赤平でとれたタケノコ、ウド、ワラビ、ギョウジャニンニクなど山の恵みを使った4種類のとれたて野菜料理を実施し、お

いしく試食を行ったところでありま。東公民館新規事業としまして、広く市民の皆様に講座など学習機会の提供と充実を図ることを目的に講座の講師を募集し、登録するまちの優れ人制度、東公民館講座講師登録制度を5月1日より始めたところでありま。また、東公民館を利用し、活動している同好会やサークルが日ごろの練習の成果を発表し、交流する第28回東公民館まつりが3月10日、11日の両日開催され、短歌や俳句、パッチワークなどの展示や舞踊、ダンスなどの芸能発表が行われ、盛会裏に終了したところでありま。委託事業としまして、NPO法人赤平市民活動支援センターによるまちなか公民館講座と機会事業を今年度も実施いたします。事業内容としましては、地域に密着した事業や講座の展開を予定しているところでありま。

次に、図書館事業について申し上げます。ブックスタート、絵本の読み聞かせ等各事業につきましては、4月より例年どおり実施しております。5月12日には昨年度に引き続き古本フェスタを実施し、70名の方々に1,500冊の除籍本をお持ち帰りいただきました。

次に、体育振興について申し上げます。社会体育施設等のオープンであります。赤平市炭鉱歴史資料館と虹ヶ丘球場、スポーツセンターテニスコート、住友河畔パークゴルフ場は5月1日に、赤平パークゴルフ場につきましては雪解けのおくれによるコース整備により5月10日にそれぞれオープンいたしました。市民プールであります。利用者からの期間延長の要望を受け、昨年より約2週間早い6月1日にオープンをいたしました。平成23年度の利用者数は9,855人と平成22年度の2倍の利用者数となりました。今年度は、期間延長もあることから、さらに多くの市民の利用を期待しているものであります。

次に、今回新しい試みとして少年野球教室を6月9日、虹ヶ丘球場で開催いたしました。これは、プロ野球日本ハムファイターズの元選手の指導により野球の基礎を学び、技術向上を図るとともに野球に興味を持たせることを目的に実施したものでありま

す。当日は、少々不安定な天候でありましたが、ベースランニングからスタートし、キャッチボールの基本、ノックによる守備練習など、参加した小中学生54名が額に汗をしながら懸命に取り組んでおりました。

以上、教育行政の概要について申し上げましたが、ご了承のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 日程第5 議案第100号専決処分承認を求めることについて（赤平市税条例の一部改正について）を議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第100号専決処分の承認を求めることについて、赤平市税条例の一部改正につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成24年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年の4月1日から施行されることとなりましたことから、赤平市税条例の一部改正が必要となり、平成24年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるところでございます。

専決処分書。

赤平市税条例の一部改正について。

別紙について、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決する。

主な改正内容といたしまして、土地に係る固定資産税及び都市計画税の現行の負担調整措置等を平成24年度から平成26年度まで継続することや東日本震災により被災された方の支援のため被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の追加などがございりますが、条例改正の内容につきまして別紙参

考資料の対照表によりご説明申し上げます。

1 ページから 2 ページをご参照願います。附則第 10 条の 2 につきましては、地方税法で下水道法で規定する除害施設や特定都市河川浸水被害対策法で規定する雨水貯留浸透施設につきまして固定資産税等の課税の特例として市町村の条例で定めるとされておりますことから、その割合を定めたもので、新たに追加するものでございます。

附則第 10 条の 3 につきましては、さきの条の追加により条を繰り下げたもので、同条の第 7 項及び第 8 項は地方税法施行規則附則第 7 条の改正により適用条項にずれが生じたことから字句を改めるものでございます。

附則第 11 条につきましては、土地に係る負担調整措置を 26 年度までの 3 カ年延長いたしますことから見出し中の字句を改め、地方税法附則第 18 条の改正により適用条項にずれが生じたことから字句を改めるものでございます。

附則第 11 条の 2 につきましては、土地の価格の特例を規定してございますが、土地に係る負担調整措置の 3 年延長により字句を改めるものでございます。

3 ページから 5 ページをご参照願います。附則第 12 条につきましては、宅地等に対して課す各年度分の固定資産税の特例を規定してございますが、土地に係る負担調整措置の 3 年延長により字句を改め、さらに住宅用地に係る特例を経過的な措置を講じた上で平成 26 年度に廃止することから字句の削除及び第 4 項の削除を行い、これに伴い第 5 項及び第 6 項につきましては項を 1 項ずつ繰り上げるものでございます。

5 ページから 6 ページをご参照願います。附則第 13 条につきましては、農地に対して課す各年度分の固定資産税の特例を規定してございますが、土地に係る負担調整措置の 3 年延長により字句を改めるものでございます。

附則第 15 条につきましては、特別土地保有税の課税の特例を規定してございますが、土地に係る負担調整措置の 3 年延長により字句を改め、さらに附則

第 12 条の改正に伴い適用条項にずれが生じたことから字句を改めるものでございます。

7 ページから 10 ページをご参照願います。附則第 18 条の 2 から附則第 18 条の 6 までにつきましては、宅地等に対して課する各年度分の都市計画税の特例を規定してございますが、附則第 18 条の 2 につきましては土地に係る負担調整措置の 3 年延長により字句を改め、附則第 18 条の 3 につきましては土地に係る負担調整措置の 3 年延長により字句を改めるほか、附則第 12 条の改正同様、住宅用地に係る特例を経過的な措置を講じた上で平成 26 年度に廃止することから字句の削除を行い、附則第 18 条の 4 につきましては土地に係る負担調整措置の 3 年延長により字句を改め、附則第 18 条の 5 につきましては住宅用地に係る特例を経過的な措置を講じた上で平成 26 年度に廃止することから条の削除を行い、これに伴いまして附則第 18 条の 6 及び附則第 18 条の 7 はそれぞれ繰り上げ、土地に係る負担調整措置の 3 年延長により字句を改めるものでございます。

附則第 18 条の 8 につきましては、農地に対して課する各年度の都市計画税の特例を規定してございますが、附則第 18 条の 5 の削除に伴い条を繰り上げ、土地に係る負担調整措置の 3 年延長により字句を改めるものでございます。

10 ページから 11 ページをご参照願います。附則第 18 条の 9 から附則第 18 条の 11 までにつきましては、市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例を規定してございますが、附則第 18 条の 5 の削除に伴いそれぞれ条を繰り上げ、適用条項にずれが生じたこと等から字句を改めるものでございます。

附則第 18 条の 12 につきましては、読みかえ規定でございますが、附則第 18 条の 5 の削除に伴い条を繰り上げ、さらに地方税法附則第 15 条の改正により適用条項にずれが生じたことから字句を改めるものでございます。

12 ページをご参照願います。附則第 21 条の 2 につきましては、旧民法第 34 条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする

者がすべき申告について規定してございますが、特例民法法人から移行した一定の一般社団法人等が平成20年12月1日前から設置している図書館、博物館及び幼稚園において直接その用に供する固定資産について固定資産税を非課税とする特例措置を講ずることから新たに条を追加するものでございます。

13ページから15ページをご参照願います。附則第22条の2につきましては、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例について規定してございますが、東日本大震災により居住用の家屋が滅失した場合には一定の要件のもとその家屋の敷地に係る譲渡期限を東日本大震災があった日から現行3年を同日以後7年を経過する日の属する年の12月31日までの間に延長するものとするため新たに条を追加するものでございます。

附則第23条につきましては、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例を規定してございますが、前条の追加等に伴い字句を改めるほか、東日本大震災によりその有していた自己の居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった納税義務者が住宅の再取得または増改築等をした場合において所得税における東日本大震災に係る特例措置の適用を受けたときは、現行の個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金など特別税額控除の対象とするため項を追加するものでございます。

改正附則でございますが、附則第1条といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

附則第2条につきましては、市民税に関する経過措置を規定したものでございます。

附則第3条につきましては、固定資産税に関する経過措置を規定したものでございます。

附則第4条につきましては、都市計画税に関する経過措置を規定したものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第100号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第100号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第100号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認されました。

○議長（獅畑輝明君） 日程第6 議案第101号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度赤平市一般会計補正予算）、日程第7 議案第102号専決処分の承認を求めることについて（平成24年度赤平市一般会計補正予算）を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君）〔登壇〕 議案第101号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

別紙をお願いいたします。専決処分書として、平成23年度赤平市一般会計補正予算（第9号）につき

まして、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により平成24年3月30日付をもって専決するものであります。

記といたしまして、平成23年度赤平市一般会計補正予算（第9号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成23年度赤平市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,197万2,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億8,326万1,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款9 地方交付税として3億3,758万8,000円の増額であります。本年3月23日に特別交付税の交付額が決定し、平成23年度は中・北空知廃棄物処理広域連合の建設事業などに対する震災復興特別交付税として8,781万9,000円が措置されておりますので、これを除いた通常ベースでの特別交付税総額では9億1,055万3,000円となり、対前年度比1,102万5,000円、率にして1.2%の減となったところであります。

款17繰入金、項1 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金として1億4,561万6,000円の減額であります。今回の補正による特別交付税の増額により、財政調整基金からの繰り入れを全額取りやめるものであります。

6ページをお願いいたします。歳出であります。款2 総務費、項1 総務管理費、目5 財政管理費、節25積立金として1億9,197万2,000円の増額であります。今回の補正に伴う歳入歳出の差引額を財政調整基金に積み立てるものであります。このことによりまして、平成23年度末の財政調整基金の残高は13億5,370万円となります。

次に、議案第102号 専決処分承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

別紙をお願いいたします。専決処分書として、平成24年度赤平市一般会計補正予算（第1号）につきまして、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により平成24年4月26日付をもって専決するものであります。

記といたしまして、平成24年度赤平市一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成24年度赤平市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万8,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億3,705万7,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款11分担金及び負担金、項1 負担金、目4 総務費負担金として25万7,000円の増額であります。本年2月に茂尻新町で発生した空き家家屋の倒壊により隣接する道路の車両並びに歩行者が危険な状況にあり、所有者に対し訪問及び文書によって指導してまいりましたが、改善には至らず、危険を回避するには急を要するため、所有者と市が承諾書を交わした上で空き家の所有者にかわり市がやむを得ず必要最小限の工事を行うものであります。本工事に係る費用については、原因者負担金として空き家の所有者に対し請求するものであります。

款18繰越金として1,000円の増額であります。今回の補正による端数整理に伴う歳入歳出の差引額を調整するものであります。

6 ページをお願いいたします。歳出であります、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 13 市民生活費、節 15 工事請負費として 25 万 8,000 円の増額であります、歳入でもご説明申し上げたとおり、空き家家屋の倒壊による危険回避のための工事を所有者にわかり市が行うものであります。

以上、議案第 101 号並びに第 102 号につきましてご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第 101 号、第 102 号については、会議規則第 36 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 101 号、第 102 号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第 101 号、第 102 号について一括採決いたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認されました。

○議長（獅畑輝明君） 日程第 8 議案第 103 号外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第 103 号外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律が制定されたことに伴い、新たな在留管理制度が導入され、外国人住民が新たに住民基本台帳法の適用対象となり、外国人登録法が廃止されますことから、関連いたします赤平市課設置条例、赤平市印鑑の登録及び証明に関する条例及び赤平市下水道条例の 3 つの条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

以下、条例の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

1 ページをご参照願います。第 1 条は、赤平市課設置条例の一部改正でありますが、外国人登録法の廃止に伴い、文言の整理のため、当該条例の第 2 条中の関連する字句を改めるものでございます。

2 ページから 3 ページをご参照願います。第 2 条は、赤平市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正でありますが、外国人登録法に基づく事務手続関係を整理するほか、文言の整理等のため、当該条例の第 2 条につきましては字句の改正と各号の削除をし、第 10 条につきましては字句及び号の改正を、第 11 条につきましては字句の改正及び項の追加を行うものでございます。

4 ページをご参照願います。第 3 条は、赤平市下水道条例の一部改正でありますが、赤平市課設置条例の一部改正同様、外国人登録法の廃止に伴い、文言の整理のため、当該条例の第 7 条の 2 中の関連する字句を削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成 24 年 7 月

9日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第103号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第9 議案第104号赤平市個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第104号赤平市個人情報保護条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

民法の改正によりまして親権制度の見直しとともに、親権が制限された親にかわって子供の世話などを行う未成年後見人の制度につきましても見直され、社会福祉法人などの法人や複数の個人でも未成年後見人になることができるようになりましたこと等から本条例の一部を改正するものでございます。

以下、改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

第21条は、法定代理人による請求につきまして規定してございますが、さきの民法の改正により既に成年後見人制度へと移行してございますことから字句を改めるものでございます。

第22条は、請求の手續につきまして規定してございますが、先ほどご説明いたしましたとおり、社会福祉法人などの法人も未成年後見人になることができることいたしました今般の民法の改正に伴いまして、その対応のため字句を追加するものでございます。

第29条につきましては、他の制度との調整について規定してございますが、さきの統計法の全部改正

に伴い、適用除外に関する規定の整備を行うため項を改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第104号については、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第10 議案第105号赤平市高齢者福祉研修施設設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第105号赤平市高齢者福祉研修施設設置条例の一部改正につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

高齢者の心身の健康と福祉の増進を図ることを目的に、本条例におきまして赤平市寿の家茂尻栄町老人クラブなど10の施設を定めてございますが、このたび文京生活館を利用するとして赤平市寿の家文京町老人クラブが返還されることになりましたことから、今般当該施設を廃止することとし、条例を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

別表第1の改正でございますが、赤平市寿の家文京町老人クラブの項を削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成24年7月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第105号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長(獅畑輝明君) 日程第11 議案第106号赤平市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(町田秀一君) [登壇] 議案第106号赤平市国民健康保険条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図るため、地方税法の一部が改正されておりますが、このことに伴い所要の改正を行うものでございます。

以下、改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

制定附則の第18項といたしまして、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例といたしまして新たに項を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(獅畑輝明君) これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第106号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長(獅畑輝明君) 日程第12 議案第107号赤

平市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(町田秀一君) [登壇] 議案第107号赤平市火災予防条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

急速充電設備につきましては、近年電気自動車の普及に伴い、その設置が進められているところでございますが、急速充電設備が設置される際に火災予防上必要な安全対策を確保するための技術基準を策定するため、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が一部改正され、平成24年3月27日に公布されましたことから、本条例の一部を改正するものでございます。

以下、改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

第11条は、変電設備について規定してございますが、急速充電設備につきましては新たな条をもって規定いたしますことから字句を追加するものでございます。

第11条の2につきましては、さきにご説明させていただきましたとおり、対象火気設備等の種類に急速充電設備を追加いたしますこと、また急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する基準を定めますことから、急速充電設備の規定として新たに条を追加したものでございます。

第12条第2項、第3項及び第4項につきましては、第11条の2の追加に伴いまして、引用しております条についてそれぞれ字句を改めるものでございます。

附則第1項といたしまして、この条例は、平成24年12月1日から施行するものでございます。

附則第2項につきましては、この条例の施行の際、現に設置され、または設置の工事がされている急速充電設備につきまして、改正後の赤平市火災予防条例第11条の2の規定に適合しないものについては、当該規定は適用しないとして経過措置を定めたもの

でございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第107号については、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第13 議案第108号空知教育センター組合同規約の変更についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第108号空知教育センター組合同規約の変更につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

空知教育センターは、昭和43年に設置され、以来44年を迎え、老朽化が著しく、耐震改修の必要性がありますことから構成市町で検討してまいりましたが、平成23年11月開催の当組合の第2回定例会におきまして、滝川市が整備を進めております滝川市教育支援センターの一部を賃貸させていただき、さらに本来であれば解体後に土地の所有者である滝川市に返還するところではありますが、時間をかけずに土地と建物を一体的に処分し、解体までの維持管理経費をかけないようにするため、土地の返還と同時に建物を解体せずに滝川市に無償譲渡することとし、解体に係る経費3,000万円については滝川市の負担金から解体費を差し引いて相殺する方法で当組合が500万円を6年間に分割して滝川市へ支払うこととしたことから、空知教育センター組合同規約の一部を改正する必要があると、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

規約の改正内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第5条は、事務所の移転に伴い、現行の滝川市緑町3丁目6番21号から滝川市文京町4丁目1番1号に字句を改めるものでございます。

制定附則につきましては、附則第2項の追加に伴い現行附則を附則第1項とし、附則第2項といたしまして第15条第2項第1号の規定にかかわらず、平成25年4月1日から平成31年3月31日の間の第4条第1号の事務に関する負担金の分賦の割合は、滝川市は第4条第1号の事務に関する経費から解体経費を控除した額について2分の1に、滝川市以外の組合構成市町は第4条第1号の事務に関する経費に解体経費を加えた額の2分の1につきまして平均割30%、人口割35%、教職員割35%とするため新たに追加するものでございます。

附則といたしまして、この規約は、空知教育センター設置条例の一部を改正する条例の施行の日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第108号については、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第14 議案第109号赤平市過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第109号赤平市過疎地域自立促進計画の一部変更につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

赤平市過疎地域自立促進計画の一部を別紙のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、議会の議決を求めるもの

でございます。

ご承知のとおり赤平市過疎地域自立促進計画につきましては、平成22年9月に議決をいただき、この計画に基づき諸施策を実施しているところでございますが、財政上の特別措置を受けるため事業の追加や事業内容の変更を内容として本計画の一部を変更するものでございます。なお、赤平市過疎地域自立促進計画の変更に伴う北海道への事前協議につきましては、協議書を提出し、異議がない旨の通知をいただいていることを申し添えます。

以下、具体的な変更の内容につきまして別紙によりご説明申し上げます。

1、産業の振興の(9)、過疎地域自立促進特別事業に事業主体が市でございます産業振興事業を追加するものでございます。

次に、2、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、(5)、電気通信施設等情報化のための施設に事業主体が北海道でございます防災行政用無線施設の北海道総合行政ネットワーク整備事業を追加するものでございます。

次に、4、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に事業主体が市でございます(2)、介護老人保健施設、介護施設整備費補助事業を追加し、同じく(7)、過疎地域自立促進特別事業の乳幼児医療費助成事業を子ども医療費助成事業に変更するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(獅畑輝明君) これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第109号については、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長(獅畑輝明君) 日程第15 報告第16号平成23年度赤平市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

(「説明省略」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 説明省略との声がありますので、説明を省略いたします。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第16号については、報告済みといたします。

○議長(獅畑輝明君) 日程第16 報告第17号株式会社赤平振興公社の経営状況についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長(浅水忠男君) [登壇] 報告第17号株式会社赤平振興公社の経営状況について、ご報告申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成23年度株式会社赤平振興公社事業及び決算を別紙のとおり提出するものであります。

最初に、1ページの事業概要であります。庶務事項といたしまして、昨年は6月1日に定時株主総会を開催しております。以降本年3月まで取締役会を各記載のとおり案件で開催いたしました。

次に、2ページの事業報告書について申し上げます。1のエルム営業所ですが、保養センターは開設以来16年目を迎え、述べ入館者数は261万5,590人となりました。当期の入館者数は11万5,940人で、前年実績に比べ4,701人の減となっております。ケビン村事業ですが、利用実績は690棟で、前年実績に比べ56棟の利用増となっております。

2の赤平営業所ですが、エルム高原施設として家族旅行村の利用人数は1,024人の減、オートキャンプ場における利用人数は107人の減となり、いずれも前年実績を下回っております。じんかい収

集運搬事業につきましては、一般ごみ、資源ごみともに減少し、全体で120トンの減となっております。住友地区共同浴場事業につきましては、前年実績より5,402人の減となりました。

次に、3ページであります。貸借対照表につきましてご説明申し上げます。資産の部であります。流動資産は計4,213万6,945円であります。預金は732万1,232円あります。有価証券2,501万6,156円あります。2年物と5年物の国債であります。固定資産は、計138万4,685円あります。減価償却を終えました機械器具類の残存価格を計上しております。資産の部の合計は4,352万1,630円あります。

負債・資本の部であります。流動負債は計1,438万4,407円あります。未払い金1,087万2,931円は、給料を含めました3月分の会社経費であります。純資産は、資本金、利益準備金、繰り越し利益剰余金を合わせまして2,913万7,223円あります。負債・資本の部合計は4,352万1,630円あります。

次に、4ページであります。損益計算書につきましてご説明申し上げます。営業損益の部、最初に営業収益であります。販売売り上げ収益は計6,583万9,399円あります。受託事業収益は、計5,464万4,771円あります。赤平市からの各事業委託収入でありまして、内訳は記載のとおりであります。営業収益の合計は1億2,048万4,170円あります。

次に、営業費用であります。販売売り上げ費用は605万7,833円あります。販売費及び一般管理費は1億1,859万9,588円あります。各事業費の内訳は、記載のとおりであります。営業費用の合計は1億2,465万7,421円あります。営業収益から営業費用を引いた営業利益は、マイナス417万3,251円あります。

次に、営業外損益の部の営業外収益であります。計35万4,863円あります。税引き前当期純利益はマイナス381万8,388円となりまして、法人税等充当額21万3,462円を差し引き、当期純利益はマイナス403万1,850円となったところであります。

次に、5ページであります。第30期営業年度の

株主資本等変動計算書を記載しております。2つの表がありますが、上の表は株主資本等変動計算書でありまして、純資産合計は、前期末残高3,316万9,073円に当期純利益マイナス403万1,850円を加え2,913万7,223円となりました。下の表は、その他資本剰余金及びその他利益剰余金の内訳書でありまして、その他利益剰余金合計は前期末残高1,926万1,073円に当期純利益マイナス403万1,850円を加え、1,522万9,223円を当期末残高として次期繰越金とするものであります。

最後に、6ページに結びといたしまして、第30期営業年度におきましては純損失を計上する決算となりましたが、引き続き経費節減と事務事業の改善を図り、事業の執行に努めてまいりたいと考えておりますので、株主各位のご理解、ご協力をお願いをするものであります。

以上、第30期営業年度株式会社赤平振興公社事業報告書、決算報告並びに株主資本等変動計算書につきましてご報告いたしましたので、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。植村議員。

○3番（植村真美君） 質疑させていただきます。

結びの点で当期の部分に対しての純損失となっているということで、当期は400万ほどの赤字になっているということで報告ありますが、当期は原油などの値上がりなどによりということで結果として表記されておりますが、その株主総会の部分や決算においてほかに何かこのマイナスの原因になったことが意見として挙げられていたのか、何かそういった意見というのが出ていたのか、その状況についてお知らせ願えますでしょうか。

○議長（獅畑輝明君） 副市長。

○副市長（浅水忠男君） ただいまの赤字の原因ということで、この事業報告の中には原油の価格の高騰という記載もありますが、もう一つの要因としてはやはり1年間トータルで4,701名の入館者の減があったということでは、これは単純に計算をいたし

ますと、すべて大人の入金で換算をいたしますと235万になりますから、それらと原油価格の高騰を入れますと、どうしても417万に限りなく近くなるというような数字だと思います。

○議長（獅畑輝明君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第17号については、報告済みといたします。

○議長（獅畑輝明君） お諮りいたします。

委員会審査のため、あす13日、1日休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、あす13日、1日休会することに決しました。

○議長（獅畑輝明君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午前11時24分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)